

## 処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第11条第2項
処 分 の 概 要：銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し（同居の親族に係るもの）
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 銃砲刀剣類所持等取締法 第4条（許可） 第6条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例） 第5条第5項（許可の基準） 第11条第2項
処 分 基 準： 法第5条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族が生じた場合は、許可者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができるものと認められる場合を除き、許可を取り消すものとする。
問 合 せ 先：生活安全部生活環境課銃砲刀剣類対策係 電話 03-3581-4321（内線 34151）
備 考：